

Ⅱ 基本構想

第1章 めざすまちの姿

第1節 まちづくりの基本的な考え

第2節 まちの将来像

第3節 基本目標

第4節 まちの将来指標

第5節 土地利用の方針

第2章 施策の大綱（まちづくりの基本方向）

第1節 自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり

第2節 にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり

第3節 やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり

第4節 個性と感性がきらめくまちづくり

第5節 みんなでつくる協働のまちづくり

第1章 めざすまちの姿

第1節 まちづくりの基本的な考え

時代の流れや厚岸町の現況と課題などを踏まえ、今後のまちづくりにおいての基本的な考えを次のとおりとします。

○自然と共に歩むまちづくり

今日まで恵まれた自然環境のもとで発展してきた厚岸町にとって、この自然環境は豊かな生活や持続可能な産業を維持していくために欠くことのできない貴重な財産であることから、自然環境と人・地域・産業が共生するまちづくりを進めます。

○笑顔と元気いっぱいのまちづくり

まちの主役である町民だれもが健康で安心して生活できるよう、お互いを思いやり尊重しあう地域づくりを進めながら、心豊かに生きる力を育むとともに、地域経済の活性化や安全で安心できる暮らしの確保に向けた生活基盤づくりを推進し、町民の笑顔と元気に満ちた、人と地域が躍動するまちづくりを進めます。

○町民・地域・行政の一体感あふれるまちづくり

地域のことは自ら決め、自らの責任において実行する地域主権型社会の実現に向け、情報公開の徹底や町民と行政の対話の充実に努めるほか、町民や地域も自らできることは実践するなど、町民・地域・行政による協働のまちづくりを進めます。

第2節 まちの将来像

まちづくりの基本的な考えに基づき、自然と人・地域・産業の「共生」、人と地域の「躍動」、町民・地域・行政の「協働」をキーワードに、町民だれもが暮らしに豊かさを実感でき、誇りと希望のもてる厚岸町をめざし、本計画が目標とするまちの将来像を次のとおり設定します。この将来像を町民と行政が共有し、知恵を出し合い、町民一人ひとりがまちづくりの主体となって、その実現に努めます。

**共生・躍動・協働
暮らしに豊かさ実感できるまち**

第3節 基本目標

まちの将来像を実現するため、次の5つの基本目標を掲げます。

- 1 自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり
- 2 にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり
- 3 やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり
- 4 個性と感性がきらめくまちづくり
- 5 みんなでつくる協働のまちづくり

第4節 まちの将来指標

本計画の目標年次とする平成31年度（2019年度）の人口などの主要な指標を次のとおり想定します。

1 人口・世帯

厚岸町の人口は、国勢調査の統計値によると昭和35年（1960年）の20,185人をピークに減少が続き、平成22年（2010年）には10,630人にまで減少しています。

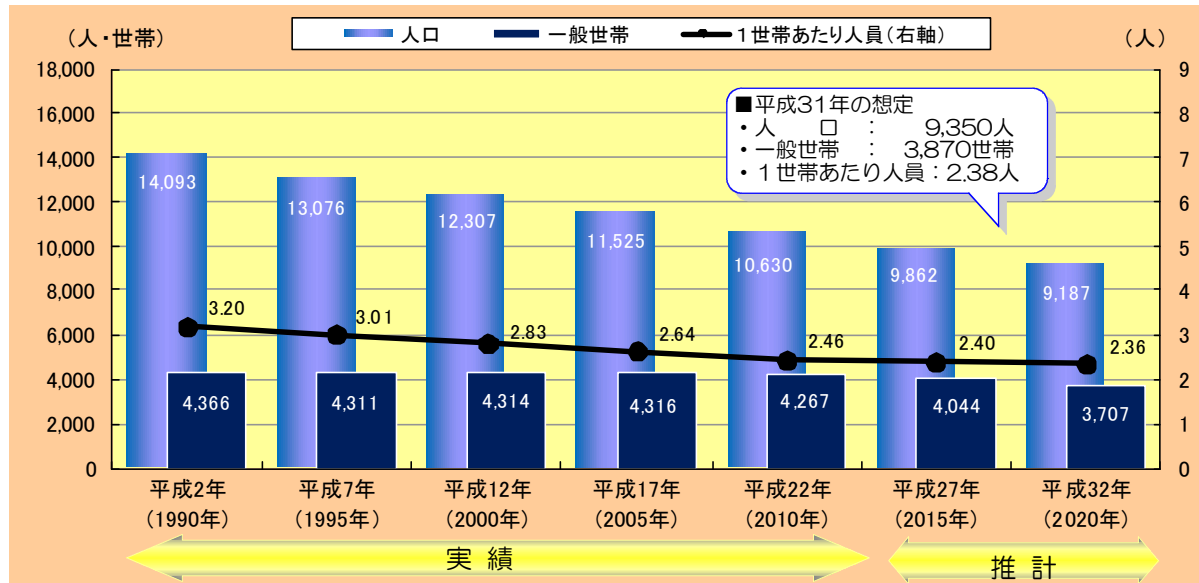
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後も厚岸町の人口は減少が続くことが予想されており、この推計をもとに平成31年（2019年）の厚岸町の人口を9,350人と想定します。しかし、定住の促進や雇用対策の推進など本計画の着実な展開により人口減少の抑制に努める一方で、地域経済の振興やまちの活力向上に向けた交流人口の増加策にも積極的に取り組むこととします。

一般世帯^{※1}数は、総人口が減少してきた一方で、核家族化や一人暮らし世帯数の増加によりほぼ横ばいで推移してきました。このため、1世帯あたり人員は減少傾向が続き、平成12年（2000年）の国勢調査からは3人を下回る状況が続いています。

今後も人口減少が継続するとの予想のもと、一般世帯数についても緩やかな減少傾向となることが予想されることから、平成31年（2019年）の一般世帯数を3,870世帯（一般世帯人員9,200人）、1世帯あたり人員を2.38人と想定します。

※1 一般世帯：国勢調査における世帯の区分で、学生・生徒の寮・寄宿舍、病院・療養所、老人ホームなどの社会施設などを施設世帯、これら以外の住居や下宿、会社・団体・官公庁などの寄宿舍・寮などの世帯を一般世帯という。

■ 総人口と一般世帯数、1世帯あたり人員の推移



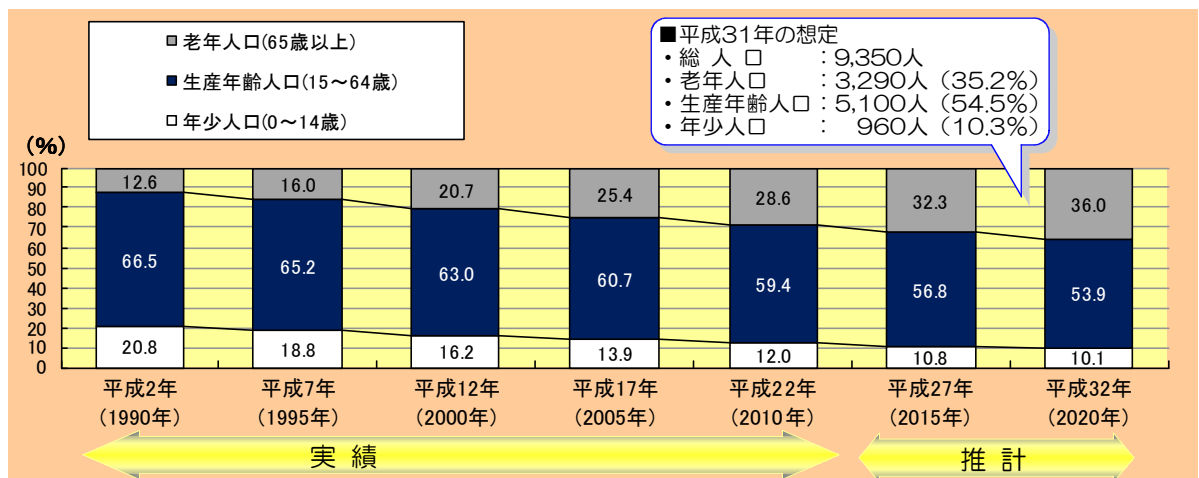
注：平成22年までは国勢調査による実績。平成27年以降は、人口が国立社会保障・人口問題研究所による推計で、一般世帯数は人口推計を基にした世帯主率法で推計。

2 年齢別人口構成

厚岸町の年齢別人口構成については、総人口や出生数の減少などにより、年少人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加し続けています。

今後も少子化の進行や都市部への若年層の流出が想定されるなど高齢化率の上昇が予想されることから、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに平成31年（2019年）の年齢別人口については、年少人口を960人（10.0%）、生産年齢人口を5,100人（54.5%）、老年人口を3,290人（35.2%）と想定します。

■ 年齢別人口構成の推移



注：平成22年までは国勢調査による実績。平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計。
各階層の割合については、端数処理のため合計が100%にならない場合がある。

区 分	国勢調査による実績値					国立社会保障・人口問題研究所による推計	
	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総 人 口	14,093人 (100.0%)	13,076人 (100.0%)	12,307人 (100.0%)	11,525人 (100.0%)	10,630人 (100.0%)	9,862人 (100.0%)	9,187人 (100.0%)
年少人口 (0～14歳)	2,934人 (20.8%)	2,457人 (18.8%)	1,997人 (16.2%)	1,605人 (13.9%)	1,274人 (12.0%)	1,066人 (10.8%)	927人 (10.1%)
生産年齢人口 (15～64歳)	9,369人 (66.5%)	8,526人 (65.2%)	7,758人 (63.0%)	6,990人 (60.7%)	6,315人 (59.4%)	5,606人 (56.8%)	4,953人 (53.9%)
老年人口 (65歳以上)	1,777人 (12.6%)	2,093人 (16.0%)	2,552人 (20.7%)	2,930人 (25.4%)	3,041人 (28.6%)	3,190人 (32.3%)	3,307人 (36.0%)

注：平成2年の総人口には年齢不詳を含むため各階層の合計と一致しない。

各階層の割合については、端数処理のため合計が100%にならない場合がある。

第5節 土地利用の方針

土地は、限られた資源であるとともに、地域の均衡ある発展や町民生活、地域産業を支える基盤であることから、長期的・総合的な展望に立ち、各地域の特性を踏まえながら、豊かな自然環境と生活環境、産業環境の調和を基本とした土地利用を進めます。

1 中心市街地域

厚岸大橋を挟んで湖南・湖北に広がる中心市街地域については、人口減少や少子高齢化の進行などに対応しながら、安全で快適な生活環境整備のための計画的な土地利用を進めるとともに、既存の都市基盤を有効活用するなど合理的な土地利用の推進を図ります。

また、漁港整備による湖南地区への地方卸売市場の移転計画により、中心市街地域の変化も予測されることから、これらの動態を注視しながら都市基盤整備の推進を図ります。

2 農業地域

広大な農地が広がる農業地域については、自然環境との調和を図りながら、生産性向上のための計画的な農業基盤整備や農地の利用集積を進めるとともに、国土保全や牧歌的農村景観の形成などの多面的な機能の維持・増進のため、農地の保全や交流の場としての利用促進など、地域特性を活かした土地利用を進めます。

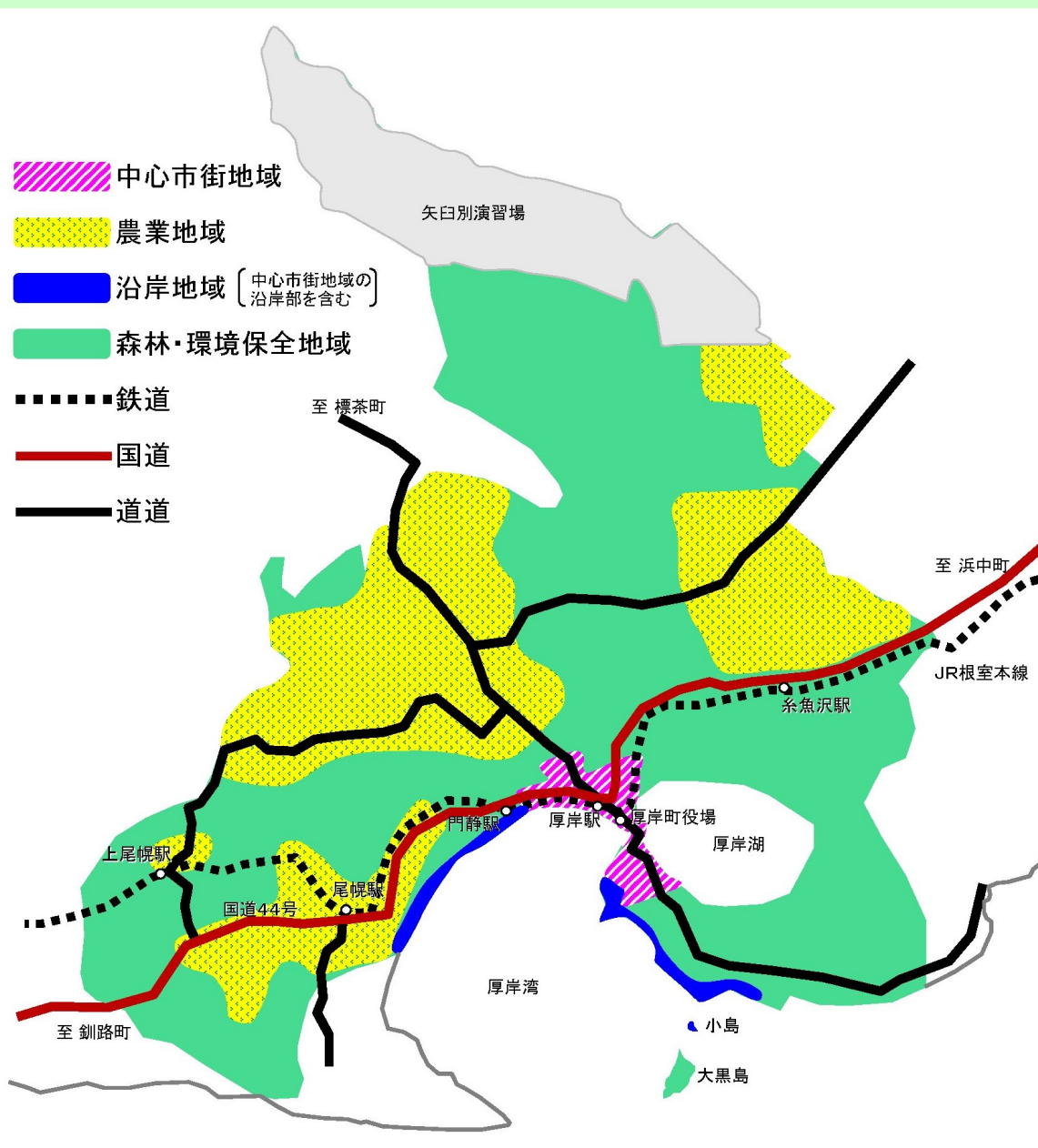
3 沿岸地域（中心市街地域の沿岸部を含む）

沿岸地域については、津波や高潮などの災害に対する安全性の向上に努めるとともに、安全で安心できる水産物供給のための基盤整備や漁村環境整備などに努め、産業環境と住環境が調和した地域形成に努めます。

4 森林・環境保全地域

国土の保全や水源かん養などの多面的な機能を有する森林地域や、ラムサール条約登録湿地である別寒辺牛湿原などの貴重な環境保全地域については、適正な保全管理に努めるとともに、自然と親しむ場としての有効な活用を進め、緑豊かでうるおいある環境の形成に努めます。

■土地利用の構想のイメージ



第2章 施策の大綱（まちづくりの基本方向）

まちの将来像を実現するため、基本目標に沿ってまちづくりの基本方向を示し、分野別の施策の推進を図ります。

第1節 自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり

1 土地利用

効率的な社会経済活動と安全で快適な生活が確保できるように、地域の実情に応じた「自然的土地利用」と「都市的土地利用」による計画的な土地利用の促進に努めます。

また、土地の適正な把握と管理を進めるため、測量基盤の整備や土地情報の管理システムの構築による地籍管理の適正化に努めます。

2 沿岸・流域管理※1

森林・湿原・河川・湖・湾とつながる陸域も含めた一体的な水循環域を沿岸・流域と位置づけ、その保全対策を上流の他町村を含めた地域や団体などと協働して取り組むとともに、この理念の全町的な普及をめざし、豊かな自然とともに良好な生活のできるまちづくりを進めます。

3 水質保全・大気汚染・有害物質

快適な環境をつくるために大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの公害の発生を防止するまちづくりを進めます。

4 自然環境の保全・利用

生物の多様性※2や生態系など健全で豊かな自然環境を保全・回復し、自然と共生したまちづくりを進めるとともに、魅力のある景観の創出にも積極的に取り組みます。

また、良好な環境を将来へと引き継ぐため、学校や家庭、地域、職場間における環境教育を総合的に推進します。

さらに、住民理解のもと厚岸道立自然公園と周辺地域の国定公園化に向け、関係機関と連携しながら推進します。

5 エネルギーの有効利用

環境への負荷の少ないまちづくりを進めるため、省エネルギーの推進や地域資源を活用した再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

※1 沿岸・流域管理：厚岸湖・厚岸湾とそこに流れ込む水の循環する陸域（山林、湿原、草地、排水などが排出される市街地、河川など）を沿岸・流域とし、生物学的多様性と沿岸・流域生態系を維持して利用可能な生産物の持続的な生産と人々の健康で文化的な生活を確保することを目標として総合的な環境保全策を講じる過程を厚岸町における「沿岸・流域管理」という。

※2 生物の多様性：生物の長い進化の歴史の結果として、互いにつながりのある多様な生物が共存していること。遺伝子、生物種、生態系という3つのレベルでの多様性がある。

6 水道

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給していくため、地震や大雨など自然災害に強い水道施設を構築するとともに、施設の更新を計画的かつ着実に実施します。

また、独立採算性の原則のもと、効率的な経営と適正な料金により経営基盤の強化を図り、健全な経営を維持します。

7 下水道

すべての町民が衛生的で快適な暮らしを享受できるよう、地域特性に応じた整備手法による生活排水処理施設整備を進めるとともに、市街地における浸水対策を進め、雨に強いまちづくりに貢献します。

また、持続的な下水道サービスを確保していくため、施設の防災対策と適切な維持管理のほか、長寿命化と計画的な改築更新のための整備計画を再構築するとともに、適正な受益者負担に基づく使用料の見直しなどにより健全な経営に努めます。

8 道路・公共交通

歩行スペースの確保や段差の解消など、高齢者や障がい者などに配慮した歩道空間の創出や、美観と安全性に配慮した快適な道路づくりに努めます。

また、町民生活の貴重な交通手段として、鉄道・バス路線の維持や機能の充実などを図るとともに、安全で利便性の高い公共交通機関の確保に努めます。

9 住宅

住生活の安定確保・向上を促進するために、将来に向けた目標や展開施策などを定めた「厚岸町住生活基本計画」および「町営住宅等長寿命化計画」を推進し、だれもが笑顔でふれあい、安全に安心して健やかに暮らせる住環境づくりに努め、定住促進や少子高齢化に対応した良質な住宅に暮らせるための支援を行います。

10 都市計画・公園・緑地

都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき姿と整備方針、都市生活や経済活動を支える諸施設の計画などを定めた「厚岸町都市計画マスタープラン」に基づいた都市づくりに努めます。

また、やすらぎを与え、憩い・集い・楽しめる公園づくりを町民とともに推進するとともに、自然と調和するまちづくりを進めるため、町民参加による公園の緑化や花いっぱい運動の推進に努めます。

11 交通安全・防犯

交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるため、人命尊重を基本理念に交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、道路事情に適合した交通安全対策に努めます。

また、犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざし、警察はもとより関係機関や地域住民との連携を強化し、防犯活動に努めます。

12 消費生活

町民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する教育・啓発活動の展開や相談体制の強化、情報提供の充実を図るとともに、消費者協会の自主的な活動を支援し、正しい知識を持った消費者の育成に努めます。

13 消防・防災

町民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、防火意識の高揚と防火管理体制の強化、救命率の向上に努めながら、大規模化・複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応できる消防防災体制の充実強化に努めます。

また、「厚岸町地域防災計画」の定期的な点検と必要に応じた見直し、災害関連施設や避難ルートの整備、災害備蓄品の点検・補充、防災訓練内容の充実、自主防災組織への支援などにより防災体制の強化に努めるとともに、山地災害や水害による被害を未然に防止するための事業を推進します。

14 環境衛生

町民・事業者・町の協働により、廃棄物の抑制や資源の循環を促進し、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の実現をめざします。

また、衛生的で安全な生活環境を確保するため、関係機関との連携を強化しながら環境衛生の向上を図ります。

15 情報ネットワーク

国や北海道の高度情報化施策の推進状況を常に検証しながら、高度情報化を巡る情勢の変化を的確に捉え、地域づくりや行政の高度情報化を図ります。

また、社会保障・税番号制度^{※1}の導入による効率的な情報の管理及び利用を可能とし、住民にとって利便性の高い電子自治体をめざします。

さらに、地上デジタル放送難視聴地区の共同受信施設組合に対する支援に努めます。

※1 社会保障・税番号制度：複数の機関に存在する情報を同一人の情報であるというものの確認を行うための社会基盤であり、国民全員に個人番号を割り当てる制度。

第2節 にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり

1 水産業

水産物の安定供給と将来にわたる漁業生産の維持を図るため、漁業資源の管理や安定的な増養殖事業の推進と海域の環境保全や担い手の育成支援に努めるとともに、豊かで活力ある漁村の構築を図り、安定的な漁業経営をめざした経営改善に努めます。

また、安全で安心な水産物を消費者に供給するため、水揚げから加工に至る品質や衛生管理の高度化と漁港・流通加工施設の整備に努めるほか、地域特性を活かしたブランドづくりを進め、地域水産物の競争力の強化に努めます。

2 農業

自然環境と土地資源を活かした生産性の高い酪農経営を育成するため、計画的な生産基盤整備を進めます。

また、魅力ある農村環境と酪農経営を実現するため、農村地域における快適性と安全性の確保に向けた多面的機能発揮のための地域活動のほか、担い手の育成支援に努めます。

さらに、環境や生態系に配慮した農村環境づくりのため、家畜ふん尿の適正処理と有機資源として有益活用することを基本とした環境負荷低減対策に努めます。

3 林業

森林の有する公益的機能^{※1}の維持、増進と持続的な林業資源の確保を図るため、町有林および私有林の計画的な森林施業を推進するとともに、エゾシカ被害対策など森林保全の推進に努めます。

また、地域の核となる林業事業体の体質強化を図るため、新しい林業の担い手が誇りと生きがいをもって、安心して働ける環境づくりを支援します。

さらに、菌床しいたけ生産の安定化と活性化を図るため、産地形成に協調した取組を進めます。

4 商工業

地域に根ざした活力ある商店街づくりをめざし、商業団体に対する支援や指導者の充実、経営者の意識の高揚と後継者の育成に努めながら、中心市街地域の魅力ある商業環境づくりに努めます。

また、大学や専門関係機関との連携のもと、新技術の導入や新製品開発、販路拡大などの研究開発体制の確立を図るとともに、起業家や新産業、コミュニティビジネス^{※2}の育成などを支援します。

※1 森林の有する公益的機能：森林の機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の諸機能の総称。

※2 コミュニティビジネス：住民やNPO法人などが主体となり、地域が抱える課題の解決や地域資源の有効活用を図るためにビジネスとして取り組むこと。

5 観光

豊かな自然が育む食の魅力を活かした個性ある観光の形成と、その自然を活用した広域連携による体験観光の展開により観光客の滞在を促すとともに、環境と調和した観光施設の整備を進め、環境と産業が共生する活力のある観光地づくりに努めます。

6 雇用

地場産業の育成や新たな産業の創出を図り、雇用の場の拡大・創出に努めるとともに、若年者の雇用をはじめ、高齢者や女性の就労環境の整備を促進します。

また、多様なニーズに対応した職業能力の開発を推進します。

第3節 やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり

1 保健・医療

日常的な疾病の予防のため、厚岸町の健康増進計画「みんなすこやか厚岸21※1」に基づく事業を推進するとともに、各健康診査や予防接種を主体として、乳児から高齢者まで各世代に対する保健予防と健康増進に努めます。

また、安全で安心できる医療の提供と病院経営の健全化に努めるとともに、民間医療機関では実施困難な救急医療をはじめとした地域医療の確保と継続に努めます。

2 地域福祉

地域住民、ボランティア、NPO、事業者、自治会、老人クラブなどの団体や福祉関係者などと連携・協力し、町民と行政の協働による「ともに支え合う福祉のまちづくり」をめざします。

3 高齢者福祉

3年度ごとに「厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定して事業推進を行うほか、多様化する高齢者の実態に合わせた生活支援と生きがい活動支援に努めます。

4 障がい者(児)福祉

ノーマライゼーション※2の理念のもと、障がいのある人やその家族が安心できる自立した暮らしを支援する体制づくりと、希望する地域での生活実現のため、お互いが尊重し合いながら、障がいのある人の意欲や能力などに応じた活動と社会参加が保障されるまちづくりに努めます。

また、障がいのある人が暮らしやすい社会の実現のため、生活環境の整備と地域で共に支え合う社会づくりに努めます。

5 子育て支援

子育て支援サービスの充実と経済的支援に努め、安心して子どもを生み育てることができる子育て環境をめざします。

また、幼児期は、人間としての健全な発達や社会に対応する能力の基礎を培う極めて大切な時期であるため、家庭と地域社会、保育所と幼稚園が連携して児童の育成環境の充実に向けて取り組みます。

6 社会保障

町民が生涯にわたり健康で安心できる暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用と町民の理解の浸透に努めます。

※1 みんなすこやか厚岸21：平成25年から平成34年までを計画期間とする厚岸町の健康増進計画。

※2 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、社会に生活する個人として一般の社会に参加し、ともに地域や家庭で暮らしていけるような社会をつくるという考え方。

第4節 個性と感性がきらめくまちづくり

1 学校教育

厚岸町の学校教育の実態を的確に捉えながら、学校・家庭・地域がこれまで以上に連携し、地域の教育力を活用した適切かつ効果的な教育行政の執行に努めます。

また、安全で安心な給食の提供と地産地消などの食育^{※1}の充実に努めます。

2 生涯学習

生涯にわたりあらゆる機会と場所において学ぶことができるように活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技術を活かしての社会活動を奨励し、町民だれもが心豊かな人生を送るための環境づくりに努めます。

3 文化

優れた芸術鑑賞の機会や創作発表の場の拡充を図るとともに、文化施設の整備、文化活動指導者の確保と養成、文化団体やサークルの育成に努めます。

また、文化財の保護・保存や調査などの計画的な推進と、文化財保護思想の啓発普及に努めます。

さらに、食文化に対する意識を高め、よりよい地場産品づくりをめざすとともに、味覚ターミナルの機能と役割を十分に発揮し、町内関連事業者と連携して食文化振興事業を積極的に展開します。

4 スポーツ

町民だれもが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

※1 食育：食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

第5節 みんなでつくる協働のまちづくり

1 町民参画によるまちづくり

広報誌「あっけし」をはじめとした広報活動の充実により、行政と町民との情報の共有を図るとともに、町民の意識・意向の把握に努め、町民とともに進めるまちづくりをめざします。

また、町民に開かれた、分かりやすい行政運営を実現するため、適切な情報公開に努めるとともに、厳正な情報管理により個人情報などを保護します。

2 コミュニティ^{※1}の育成

町民と行政の協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、心豊かな地域を築くため、自治会など地域組織の育成強化や地域の連帯意識の高揚を図り、組織の自主的活動を促進します。

3 行政運営

限りある財源や人員を効果的に活用する視点から、常に組織の見直しや職員の資質向上を進めながら効率的な組織運営に努めます。

また、地方分権時代にふさわしい行政運営に努めるとともに、近隣市町村などとの連携により魅力ある地域づくりや共通の地域課題解決に向けて取り組みます。

4 財政運営

「厚岸町財政運営基本方針」の着実な実行と財政環境の変化に即応した同方針の見直し策定を図り、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政健全化指標基準を堅持するとともに、適正な課税と公平な納税の推進を図り、将来を見据えた健全な財政運営の推進に努めます。

5 人権尊重・男女共同参画

性別、年齢、障がいの有無、国籍、信条、社会的身分などの差別を解消し、あらゆる人の人権を守るために、人権尊重の普及・高揚を図り、人権問題について正しい認識を広めます。

また、女性の社会参加を促進する意識や資質を高める学習機会の拡充を図りながら、団体活動を活性化するため、男性も含めた多様な地域活動を推進するとともに、審議会など行政の政策・方針決定過程への女性の登用促進を進め、女性の意見をまちづくりに反映できる体制整備に努めます。

6 交流活動

友好都市や姉妹都市をはじめとする各地域とのさまざまな分野での交流を推進するため、必要な情報の収集や提供を図りながら、魅力ある地域づくり・人づくりに努めます。また、国や関係機関との連携を図りながら、北方領土の返還に向けた運動を展開します。

※1 コミュニティ：町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。地域社会、地域共同体のこと。

